

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当該休日は、  
当該の翌日)

## 告示

### 鳥取県告示第二百八十九号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第七十九条第

六項の規定に基づき、ゴルフ場に類する施設の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定（昭和五十六年四月一日から施行し、昭和五十一年三月鳥取県告示第百七十号（娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定等について）は、昭和五十六年三月三十一日限り廃止する。）

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

### 目次

◇ 告示  
ゴルフ場に類する施設の娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定

保険医の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

争議行為の実施

土地改良事業計画の変更の認可（三件）

土地改良事業の認可（十四件）

旧慣使用林野整備計画の認可

鳥獣保護区特別保護地区の指定

解除予定の保安林

小型機船底びき網漁業のうち手縄第一種漁業に係る許可の申請期間

基本測量の終了

土地区画整理事業の規約等の変更の認可

理容師試験等の実施

技能検定の合格者

等級	利 用 料 金	ホ ー ル 数
三級	一、〇〇〇円未満	六ホール以上
二級	一、五〇〇円以上	
一級	一、五〇〇円以上	

一 ゴルフ場に類する施設の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級（以下「等級」という。）は、ゴルフ場に類する施設の利用料金及びホール数に応じ、次の表のとおりとする。

備考

「利用料金」とは、次の(1)及び(2)に掲げる金額のうちいずれか高い金額をいう。

(1) 当該ゴルフ場に類する施設の会員以外の者（以下「非会員」といふ。）が平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。）に当該施設を利用する場合において支払うべきグリーンフィーの額にグリーンフィー以外に当該施設の利用の対価又は負担として通常支払うべき料金がある場合において、その額がグリーンフィーの額の二十パーセントを超えるときは、その超える額を加算した金額

(2) 当該ゴルフ場に類する施設の非会員が休日等に当該施設を利用する場合において支払うべきグリーンフィーの額にグリーンフィー以外に当該施設の利用の対価又は負担として通常支払うべき料金がある場合において、その額がグリーンフィーの額の二十パーセントを超えるときは、その超える額を加算した金額

二 ゴルフ場に類する施設で利用料金の定めのないものの利用に對して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級は、前号の規定にかかわらず、三級とする。

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
竹林正孝	鳥医第二、五九二号	昭和五十六年三月九日

## 鳥取県告示第二百九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
高橋歯科医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三 七〇一	昭和五十六年二月二十七日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

## 鳥取県告示第二百九十一号

## 鳥取県告示第二百九十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 高橋歯科医院	所 在 地 西伯郡西伯町大字法勝寺	申出の年月日 昭和五十六年二月一
全 国	申出の年月日 昭和五十六年二月一	

## 鳥取県告示第二百九十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取県医療生協労働組合中央執行委員長竹内政人から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 事件

- 1 貸金引上げに関する件
- 2 その他諸手当、労働条件の改善に関する件

## 二 日 時

昭和五十六年三月三十一日午前零時からこの事件の解決に至るときまで

## 三 場 所

- 鳥取市末広温泉町二五一 鳥取生協病院
- 氣高郡鹿野町今市二四一 鹿野温泉病院
- 鳥取市西品治八二九ノ二一 鳥取生協病院附属大森診療所
- 鳥取市末広温泉町二二 生協薬局

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
竹林正孝	鳥国医第一、五九二号	昭和五十六年三月九日

## 四形態

全体的に又は部分的に、医療行為の停止を行う。

## 鳥取県告示第二百九十五号

東鳴土地改良区から申請のあつた土地改良（広瀬地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二百九十八号

江府町から申請のあつた町営土地改良（貝田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十六号  
米子市成実土地改良区から申請のあつた土地改良（成実地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二百九十九号

江府町から申請のあつた町営土地改良（俣野（主坂）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月

## 鳥取県告示第二百九十七号

勝田川土地改良区から申請のあつた土地改良（勝田川地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百号**

大栄町から申請のあつた町営土地改良（岩坪地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百一号**

中山町から申請のあつた町営土地改良（塩津地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百二号**

米子市から申請のあつた市営土地改良（箕地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百三号**

米子市から申請のあつた市営土地改良（河崎地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百四号**

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米子市から申請のあつた市営土地改良（旗ヶ崎地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第三百五号

福部村から申請のあつた村営土地改良（福部地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第三百六号

鳥取県告示第三百六号

境港市から申請のあつた市営土地改良（外江町芝地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第三百六号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（小路地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第三百八号

境港市から申請のあつた市営土地改良（余子地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（小路地区農道舗装）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五六年三月二十四

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百九号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百十号

江府町から申請のあつた町営土地改良（西成地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百十一号

三朝町長から申請のあつた加谷地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十三日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十一条において準用する同規則第二十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

## 鳥取県告示第三百十一号

福部村から申請のあつた村営土地改良（海士地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百十三号

三朝町長から申請のあつた加谷地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十三日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
久松山鳥獸 保護区特別 保護地区	鳥取市東町二丁目一〇四番 地及び同市上町国有林鳥取 事業区四林班い小班の区域	昭和五十六年三 月三十日から 昭和六十五年十 月三十日まで	五十五ヘク タール

## 鳥取県告示第三百十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字西字塚字滝ノ谷七五一の一(次の図に示す部分に限  
る。)

## 鳥取県告示第三百十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づ  
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通  
知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 保安林として指定された目的
- 二 水源のかん養
- 三 解除の理由

- 一 作業種類 基本測量(確定測量基準点測量)
- 二 作業地域 青谷町、鹿野町、岩美町、福部村、国府町、郡家町、八東

町、若桜町、船岡町、智頭町、用瀬町、鳥取市及び倉吉市  
三 終了年月日 昭和五十六年三月十日

## 鳥取県告示第三百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、美津土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社  
代表取締役 加藤重蔵

鳥取市三津一〇七二番地一九二

會見範子

氣高郡鹿野町大字鹿野二四〇七番地

有限会社氣高木工製作所  
代表取締役 岩竹晴美

鳥取市湖山町三六六二番地

片山 埼

鳥取市湖山町三〇七七番地

佐治保彦

鳥取市材木町三五三番地

進木 喜一郎

鳥取市三津二二番地

田中重則

田中武雄

鳥取市三津二一一番地一

鳥取市扇町五番地一

鳥取市西品治七二二番地一

八頭郡智頭町大字智頭六三八番地六

鳥取市南町四三五番地一

鳥取市立川町二丁目三二五番地一

鳥取市三津一〇七二番地一

鳥取市岩吉二五〇番地一

鳥取市大村六四七番地二

鳥取市松並町二丁目二六〇番地一六

鳥取市吉成四五七番地一

鳥取市大村六四七番地二

鳥取市三津二二二番地一

鳥取市三津二一一番地一

鳥取市三津二二二番地一

鳥取市三津二一一番地一

鳥取市三津二二二番地一

鳥取市三津二一一番地一

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社

事業施行期間

第一工区

昭和五十三年三月三十一日から昭和五十五年三月三十一日まで

第二工区

田中温恵  
徳安高志  
徳山節子  
中尾富夫  
中西健吉  
永田耕一  
橋尾栄治  
森本正憲  
山本忠義  
吉田つる子  
石井秀樹  
麻木源太郎  
田中至明

株式会社日光ストア  
代表取締役 藤田正行

吉田

石井

森本

橋尾

忠義

吉田

秀樹

森本

つる子

吉田

源太郎

橋尾

正憲

忠義

吉田

秀樹

麻木

源太郎

田中

至明

## 四

## 施行地区

## 第一工区

鳥取市三津字東澤一及び字東澤二の各一部並びに同市美萩野一丁目及び美萩野二丁目の各一部。

## 第二工区

鳥取市三津字東澤一及び字東澤二の各一部並びに同市美萩野一丁目

八 公告の方法  
鳥取市行徳は103番地

鳥取市農協開発株式会社前掲示板に掲示する。  
変更認可の年月日

昭和五十六年三月一十四日

## 公 告

変更前	変更後
鳥取市三津字東澤一及び字東澤二の各一部並びに同市美萩野一丁目	西傍示の武、字東澤一及び字東澤二の各一部並びに同市美萩野二丁目の各一部

## 五 施行認可の年月日

昭和五十三年三月一十九日

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和56年3月27日

## 告

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

## 六 事業年度

昭和五十二年度から昭和五十四年度まで

## 第一工区

1 試験の日時及び場所  
(1) 学科試験  
日時 昭和56年5月7日(木)午前10時

変更前	変更後
昭和五十二年度から昭和五十五年度まで	昭和五十二年度から昭和五十六年度まで

(可認物便郵種第三)

第5241号

日曜金 3月27年56和昭

11

場所 倉吉市巣城279番地 鳥取県中部総合事務所講堂

(2) 実地試験

日時 昭和56年6月1日(月)午前9時

場所 鳥取市南吉方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等専修学校

## 2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあっては1年以上、夜間課程にあっては1年4箇月以上、通信課程にあっては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験にあっては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

## 3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けことができない。

(2) 昭和54年又は昭和55年に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令(昭和28年

政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、学科試験を免除する。

## 4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和23年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

## 5 出願の方法

## (1) 願書の提出期間

昭和56年4月6日(月)から同月20日(月)まで(郵送のものについては、昭和56年4月20日(月)までの消印のあるものは、有効とする。)

## (2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所  
イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課

## (3) 提出書類

ア 受験願書(所定の様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行つた場所及び期間を記載すること。)

ウ 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書  
エ 実地習練を行つたことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書  
カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身像のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書

県立

鳥取県立

試験場

類に代えて、知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

## 6 試験手数料及びその約付方法等

- (1) 試験手数料 5,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。(県外居住者であつて鳥取県収入証紙を購入できないものは、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。)

- (3) 納付した手数料は、返還しない。

## 7 試験場に持参するもの

- (1)

受験通知書、筆記用具及び昼食

## (2) 実地試験

ア 受験通知書、上ばき及び昼食

## イ 理容師試験を受ける者

(ア) 白衣

(イ) 調髪、顔そりに必要な器具及び材料

(ウ) 応急薬品

## ウ 美容師試験を受ける者

(ア) 白衣

(イ) 調髪、コールドパー、マネント、ウェーブ等に必要な器具及び材料

(ウ) 応急薬品

(エ) モデルウイッグ(頭毛が純毛で自然色のものであり、毛髪の長

さが、前、側、頭頂部は、それぞれ20cm以上、後頭部は、10cm以上あるものを携行すること。)

## 8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。

## 9 その他

(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は(〒680)鳥取市東町一丁目220番地鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。

(3) 文書によって照会する場合は、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定により実施した昭和55年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和56年3月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

〔一級技能検定合格者〕

時計修理

上治 忠司

農業機械整備

松原 昭仁 川本鉄太郎 長岡 利 田子 良雄

和哉 山本 悅子	帷尾 鈴江	杣 博野	河崎 幸重	小崎 収	大西 文蔵	森 鶴雄	長田 弘志
メリヤス縫製 奥西 康二			かわらふき 井筒 三良	瀬戸 隆年	原田 芳	松浦 陽道	増馬 孝
洋菓子製造 上田 三郎			潮 昭弘	細田 利和	松本末之助	松井 久	国政晋太郎
冷凍空氣調和機器施工 此下 恭 福山 章			花田 統一	藤原 敏督	武田 堅史		
紳士服製造 寺坂 朝宣	岡本 正男	衣笠 誠	山下 政則	木藤 高文	ガラス施工 小林 茂雄	浜野 昭広	海地 清
山内 健	斎中 久雄	麦 優	岸本 節雄	岸本 隆行	配管 山本 健二	小坂 紀雄	川部 洋一
中村 英和	椋田 豊繁	松谷 卓治	中原 克美	山下 敏雄	前川 一郎	三好 正純	杉尾 繁樹
建築大工 橋谷 命卓	杉原 勇	相見 照昭	金崎 勉	木藤 高文	長谷川正行	小沢 幸人	前田 砂男
矢田貝 健	岩垣 秀男	戸田 明英	谷村 刻男	坂本 義光	秋藤 進		
谷口 浩	原 寛美	石野 功	釜田 勉	大野木正雄			
森岡 勝利	福沢 進	羽田 忠己	葉狩 芳夫	〔単一等級技能検定合格者〕 浴そう設備施工			
笛尾 友二	西村 吉雄	山口 刚一	河原 孝教	田川 真一	高田寿美夫	大久保正道	
川上 進	野間田計介	馬野 寿博	岩佐 寛雄				
三好 幸男	柴尾 修	岡崎 澄夫	松浦 進				
藤原 登	石河 勝治	山岡 実	小倉 昌弘				
米田 一成	前田 剛	齊藤 栄一	健代 清司				
河本 勝	白根 親明	長谷川貞治	立石不二夫				
型わく施工	中井 英明	中井 英明	健代 和弘				
		〔二級技能検定合格者〕 農業機械整備 林原 順	平井 義人	鴨河 清隆	佐藤 黒	越川 淳	犬山 節男
			角田 精造				

## 岐阜県公認

稻並 正則	安井 隆志	高森 樹義	田辺 謙	若原 志郎	前田 良和	大西 義信	上田 康彰
池田 昭人	足立 治	坂田 勝治	松本 照夫	松原 和夫	鈴木 弘幸	木下 和男	林 収
和哉					かわらふき	谷尾 猛	原田 裕
植村 節子	山本 佳子	吉岡 孝子	宮川 君枝	山県 文子	田中 稔	荒谷 啓三	池信貴美春
メリヤス縫製					山名 豊	カーテン施工	山中志津夫
神谷 愛子	岡本 光恵	小林 好江	辻 英憲	平石タズ子	藤本 雪子	桶村 秀男	羽木原 利剛
福島 初子	池本 治人	和田ハル子	安道 早苗	金村 克江	ガラス施工	片山乃武子	
大島恵美子	足立 艶子	入江 克己	武田美知子		浜中 規寿	岡野 克美	
紙器・段ボール箱製造					機械製図	村松 和美	山根 克海
洋菓子製造					小椋 晴海	鈴木 栄治	熱田 三樹
井上 和之					電気製図	谷口 道夫	
冷凍空気調和機器施工					北山 政広	端詰 英俊	
西村 和夫	坂本 克善	柳沢幸太郎	高杉 芳照	寺田 寛彦	配管		
小林 英一					広田 一雄	森沢 博行	鴨河 洋隆
紳士服製造					上田 茂夫	谷口 康雄	阪本 孝一
加藤 誠	岩田 武美	井上 哲	田中 賢治	橋本 幸憲	山口 輝美	川村 寛	古西 誠
寺塙 繁治					野間田悦栄	中村 博之	松村 勝彦
建築大工					収野 一則	飛田 正	杉山 慶治
藤原 昭夫	椿 章	藏本 晴美	尾崎 寛治	池原 龍美	宮崎 文男	田村 嘉明	佐々木克秀
倉益 敏明	棚田多津美	矢田 宣広	高橋 保雄	中村 優	足立 正喜	江原 和郎	奥田 武
畠 重義	坂根 強	亀井 茂	野広 勝彦	津村 浩	安見 宏平	奥谷 正明	金谷 喜道
坪田 輝夫	吉田 和夫	太田 貢	下山 忠興	北村 浩	吉田 秀国	谷尾 正夫	新宮 清隆
型わく施工					阿島 裕一	井塙 勇	市村 次雄
角田 靖男	山口 義胤	長谷川勝利	川口 芳雄	大島 康博	高林 民行	湯谷 聖司	植田 能光
					近藤 修司	千葉 始	田渕 開

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,200円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を

部 購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合、  
及び代表者名、団体名)

鳥取県知事 平林鴻三殿

